

鹿屋市定住促進住宅用地の貸付け及び分譲に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鹿屋市定住促進住宅用地の貸付け及び分譲に関する条例施行規則（平成18年鹿屋市規則第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「6箇月」を「6か月」に改め、同条第6号中「及び」を「又は」に改める。

第3条中「及び」を「又は」に改める。

第5条中「80円」を「月額80円」に改める。

第7条第1項中「市長」を「鹿屋市」に改める。

第9条第1項中「者」を「借受者（以下「払下げ申請者」という。）」に改め、同条第2項中「申請者」を「払下げ申請者」に改め、同条第3項中「申請者」を「払下げ申請者」に、「市長」を「鹿屋市」に改め、同条第4項中「2箇月前」を「払下げを受けようとする日の2か月前まで」に改める。

別記第3号様式及び別記第4号様式中「1箇月」を「1か月」に改める。

別記第5号様式中「鹿屋市長（以下）」を「鹿屋市（以下）」に、「との間に」を「は、」に改め、同様式第5条見出し中「支払い」を「支払」に改め、同条中「貸付料は」を「乙は」に改め、「までに」の次に「貸付料を」を加え、同様式第6条の見出しを「（延滞金等）」に改め、同条中「乙は、」を「乙が」に、「とき」を「場合の取扱い」に、「より、甲に支払わなければならない」を「よるものとする」に改め、同様式第7条の見出し中「物件」を「貸付地」に改め、同様式第7条から同様式第9条までの規定中「貸付物件」を「貸付地」に改め、同様式第11条中「同施行規則」を「同条例施行規則」に、「解除できる」を「解除することができる」に、「その場合」を「この場合」に改め、「直ちに」の次に「貸付地から」を加え、同様式第12条中「同施行規則」を「同条例施行規則」に、「うえ」を「上」に改め、同様式第13条中「借受者」を「乙」に改め、同様式中「2通」を「4通」に、「両者」を「各自」に、「うえ」を「上」に、「鹿屋市長

「鹿屋市
[印]を 代表者 鹿屋市長 [印] に改める。

別記第6号様式中「鹿屋市長（以下）」を「鹿屋市（以下）」に、「との間に」を「は、」に改め、同様式第3条中「この土地」を「分譲地」に改め、

同様式第4条見出し中「支払い」を「支払」に改め、同条中「6箇月」を「6か月」に改め、同様式第5条見出し中「物件」を「分譲地」に改め、同条第1項中「譲渡物件」を「分譲地」に、「分譲宅地」を「分譲地」に改め、同条第3項中「すべて」を「全て」に改め、同様式第6条及び第7条（見出しを含む。）中「譲渡物件」を「分譲地」に改め、同様式第8条中「同施行規則」を「同条例施行規則」に、「分譲宅地」を「分譲地」に改め、同様式第9条中「同施行規則」を「同条例施行規則」に、「うえ」を「上」に改め、同様式中「うえ」を「上」に、「鹿屋市長

「鹿屋市
[印]を 代表者 鹿屋市長 [印] に改める。

別記第10号様式中「次」を「下記」に改める。

別記第11号様式中「1箇月」を「1か月」に改める。

別記第12号様式中「鹿屋市長 (以下)」を「鹿屋市(以下)」に、「とは」を「は」に改め、同様式第3条及び第4条第1項中「土地」を「この土地」に改め、同様式第6条見出し中「変更等」を「変更」に改め、同条中「よる」を「より」に改め、同様式第10条中「うえ」を「上」に改め、同様式中「うえ」を「上」に、「鹿屋市長 [印]を

「鹿屋市
代表者 鹿屋市長

[印] に改める。

附 則

この規則は、令和4年12月1日から施行する。